

新しい国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)に関するお知らせ

明石市国民健康保険課 賦課係 (TEL078-918-5022 / FAX078-918-5105)

70歳～74歳の人

今お使いの証の取り扱い

※新しい被保険者証兼高齢受給者証の発効期日の前日まで使用してから、各自で処分してください。

(旧)被保険者証兼高齢受給者証(もえぎ色(黄緑色))



(新)被保険者証兼高齢受給者証(空色)

兵 庫 県 国民健康保険 被 保 険 者 証 兼 高 齢 受 給 者 証	記号	有効期限 令和7年7月31日	発効期日 令和6年8月1日
氏 名 国保 太郎	番号1234567(枝番)01	性別 男	負担割合 2割
生 年 月 日 昭和 XX年 XX月 XX日		適 用 開 始 年 月 日 平成 XX年 XX月 XX日	
交 付 年 月 日 令和 XX年 XX月 XX日		世 帯 主 国保 太郎	
住 所 明石市中崎1丁目5番1号		保 険 者 番 号 280040	交 付 者 名 明 石 市

注意点①

被保険者証と高齢受給者証が『1枚』になっています。

注意点②

発効期日から使用できます。

有効期限は「令和7年7月31日」です。

※令和7年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人の有効期限は「誕生日の前日」です。75歳の誕生日以降は「後期高齢者医療制度」で医療を受けます(右下の「75歳以上の人〔後期高齢者医療制度について〕」参照)。※保険料を滞納している世帯は、別途「資格証明書」が発送される場合があります。

発効期日から使用できます。

右上に被保険者番号があります。

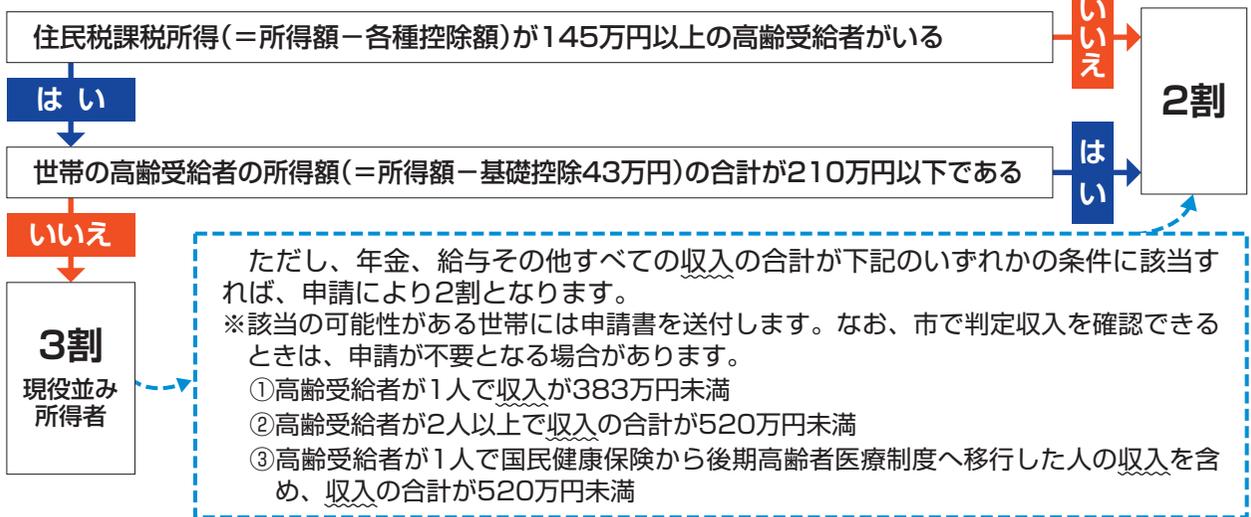
※個人ごとに割り振られた枝番を付番しています。

右側中央に負担割合があります。

※医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合です。※発効期日から適用されます。

〈負担割合の判定方法〉

※『令和6年8月1日～令和7年7月31日の負担割合』は『世帯の70歳以上の国民健康保険加入者(以下「高齢受給者」といいます。)の令和5年1月1日～12月31日の所得等』から以下の手順により判定します。



※今回送付した被保険者証(兼高齢受給者証)は、令和6年7月2日時点の内容で作成しています。

7月3日以降に転居や世帯主変更等があり、届いた証の内容が現時点の状況と異なる場合は、届いた証と本人確認書類を持参し、窓口で証の差し替えの手続きをしてください。



70歳未満の人

注意点

交付年月日から使用できます。

今お使いの証の取り扱い

※新しい被保険者証の交付年月日の前日まで使用してから、各自で処分してください。

(旧)被保険者証(もえぎ色(黄緑色))



(新)被保険者(空色)

兵 庫 県 国民健康保険 被 保 険 者 証	記号	有効期限 令和7年7月31日	番号1234567(枝番)02
氏 名 国保 花子		性別 女	
生 年 月 日 昭和 XX年 XX月 XX日		適 用 開 始 年 月 日 平成 XX年 XX月 XX日	
交 付 年 月 日 令和 XX年 XX月 XX日		世 帯 主 国保 太郎	
住 所 明石市中崎1丁目5番1号		保 険 者 番 号 280040	交 付 者 名 明 石 市

有効期限は「令和7年7月31日」です。

※令和7年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人の有効期限は「70歳の誕生日の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)」です。
 ※有効期限以降の被保険者証について
 ・70歳の誕生日が令和6年12月1日までの人
 前月末までに新しい被保険者証を送付します。
 ・70歳の誕生日が令和6年12月2日以降の人
 新しい被保険者証は発行されませんので、マイナ保険証を使用してください。
 マイナ保険証を保有していない人には、被保険者証の代わりとなる「資格確認書」を送付する予定です。(くわしくは裏面をご覧ください)
 ※保険料を滞納している世帯は、別途「資格証明書」が発送される場合があります。

右上に被保険者番号があります。

※個人ごとに割り振られた枝番を付番しています。

交付年月日から使用できます。



75歳以上の人〔後期高齢者医療制度について〕 明石市長寿医療課 後期高齢者保険係 TEL 078-918-5165

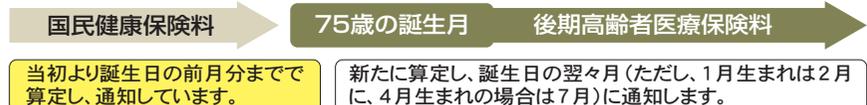
75歳の誕生日からは「後期高齢者医療制度」に加入し、「国民健康保険」は脱退となります(届出は不要です)。マイナンバーカードの保険証利用開始に伴い、令和6年12月2日以降は現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証を基本とするしくみに移行します。マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」の交付が予定されています。

○65歳～74歳で下記のいずれかの一定の障害がある人も「後期高齢者医療制度」に加入できます(届出が必要です)。

認定が受けられる一定の障害の程度

- 国民年金証書(障害年金等級)：1、2級
- 身体障害者手帳：1～3級または4級のうち次のいずれかに該当する人
 - ・音声機能または言語機能の障害
 - ・両下肢のすべての指を欠くもの
 - ・一下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの
 - ・一下肢の機能の著しい障害
- 療育手帳：重度
- 精神障害者保健福祉手帳：1、2級

- 医療費の窓口負担割合は「1割」「2割」「3割」のいずれかになります。後期高齢者医療制度の被保険者で一定以上の所得がある人は、現役並みの所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 保険料は個人単位で納める仕組みです。



75歳の誕生日の前月下旬にお送りします。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
資格取得年月日	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証(ハガキ型)

資格適用適正化調査 → 調査①・調査② に該当する場合は、手続きをお願いします。

※ 令和6年12月2日以降に「資格確認書等」を交付した場合は、一部運用が変更になります。

調査① 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)が届いた場合

⇒国民健康保険の脱退の届出を！

- 職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退の届出が必要です(職場は手続きしてくれません)。
- 届出をされないと保険料が二重にかかりますので、ご注意ください。

調査② 家族が職場の健康保険に加入している場合、その健康保険に加入できませんか？

⇒被扶養者として認定されれば、保険料等の負担を削減できる場合があります。

被保険者の認定基準

3親等以内の親族で、将来1年間の収入見込み額が130万円未満(60歳以上、または一定の障害がある人は180万円未満)であることなど。 ※詳しくは家族の職場にご確認ください。

国民健康保険の脱退の届出について

こんなとき	お持ちいただくもの		受付窓口
	個別に必要なもの	共通して必要なもの	
・職場の健康保険に加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の被保険者証(または健康保険資格取得証明書)	①国民健康保険の被保険者証(兼高齢受給者証) ②来庁者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	国民健康保険課(市役所2階①番窓口) あかし総合窓口(パピオ6階) 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター ※サービスコーナーでは受付できません。
・市外へ転出するとき ※		③マイナンバーが確認できるもの(世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど)	
・死亡したとき		◆世帯主の委任状(来庁者が別世帯の場合)	
・生活保護を受けるようになったとき	生活保護受給証明書		

※ 転出先が兵庫県内の場合は、脱退ではなく、明石市での国民健康保険資格の適用終了となります。

保険証の差し替えが必要となる場合

こんなとき	お持ちいただくもの	受付窓口
・市内で転居したとき	①国民健康保険の被保険者証(兼高齢受給者証)	国民健康保険課(市役所2階①番窓口) あかし総合窓口(パピオ6階) 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター ※サービスコーナーでは受付できません。
・氏名などが変わったとき	②来庁者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	
・世帯主が変わったとき	③マイナンバーが確認できるもの(世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど)	
・世帯を分離したり合併したとき	◆来庁者が別世帯の場合、委任状が必要となる場合があります	

【資格適用適正化調査に関するお問い合わせ先 賦課係 TEL (078) 918-5022】

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

オンライン資格確認の開始に伴い、令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用には事前にマイナポータルでの申込が必要です。

今回送付した被保険者証は有効期限まで使用できますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を完了されている場合は、ぜひ、マイナ保険証をご利用ください(DV等支援措置対象者を除く)。

マイナ保険証を利用している場合でも、社会保険の加入・脱退などの保険者の異動も含め、国民健康保険の加入・脱退等のお手続きは従来通り必要となります。

なお、紙の被保険者証は令和6年12月2日以降、交付を行いません(有効期限内の紙の被保険者証をお持ちの人が、住所・氏名・世帯主等を変更した場合や、紛失をした場合でも交付を行いません)。

ただし、マイナ保険証を保有していない人には、被保険者証の代わりとなる「資格確認書」を交付する予定です。

特定健診(健康まもりタイ健診)を受けましょう！

40歳以上の国保加入者は、健診を「無料」で受診できます！

健診費用助成券を使うことにより、通常7,000円以上かかる健診を無料で受診できます。助成券が届かない場合は、保健予防課(☎078-918-5668)までお問い合わせください。

健診は長くても半日で終わります。また、土日に健診を実施している医療機関もあります。時間をつくり、年に1回、健診を受けてください。



健康まもりタイ健診のおすすめポイント

①健康状態の変化を一目で確認

毎年受診すれば、健康状態の変化を数値により一目で確認できます。

また、健診の結果により特定保健指導の対象となった場合は、保健師や管理栄養士などの専門家による特定保健指導を無料で受けることができます。

②かかりつけ医でも受診できます

かかりつけ医が健診実施医療機関である場合には、かかりつけ医で受診できます。

また、集団健診でも受診できます。

※かかりつけ医で実施しているかは、明石市ホームページの「健診実施医療機関一覧」をご確認ください。

※集団健診の会場やスケジュール等については、広報あかしや明石市ホームページをご確認ください。

③保険料負担の抑制につながります

健診により市民のみなさんが健康になると、明石市の医療費負担が減少します。

⇒結果として、みなさんの保険料負担の抑制につながります。

※健診費用助成券の有効期限前(1~3月)は、大変混み合います！

早めに予約し、受診してください。

※国民健康保険課の人間ドックを受診する人は、同年度の健康まもりタイ健診を受診できません。

【特定健診に関するお問い合わせ先 保健予防課 TEL (078) 918-5668】

保険料は必ず納付期限までに納付してください

滞納が一定期間を越え、納付や納付相談がない場合は、医療費が3割負担から全額自己負担となる場合があります。その期間も保険料はかかります。

お早めに、国民健康保険料のご納付をお願いします。



お問い合わせ先

明石市 国民健康保険課(市役所本庁舎2階) FAX(078)918-5105

被保険者証、加入・脱退手続き、保険料の計算等について・・・ 賦課係 TEL(078)918-5022
 保険料の納付相談、口座振替等について・・・ 収納係 TEL(078)918-5023
 保険給付、高額療養費の支給等について・・・ 管理係 TEL(078)918-5021

※市職員が電話で保険料や医療費の還付についてATMへ案内することは絶対にありません。